

千葉県糖尿病療養指導士／支援士
(CDE-Chiba : Certified Diabetes Educator／Encourager of Chiba)
更新規定

第1条 認定期間 5年間

本資格は認定試験に合格した翌年の4月1日より有効となる。

第2条 更新の要件

認定更新には認定期間中に以下3つの事項を満たすことを必要とする。

- (1) 認定期間(5年間)に、通算2年以上は実地の糖尿病療養指導／支援に従事していること。
- (2) 別表に定める糖尿病療養指導士／支援士研修を5年間で30単位を取得していること。
- (3) 千葉県糖尿病対策推進会議の会員であり、認定期間(5年間)の会費を完納していること。(過去に遡って会費を納入することも可)

第3条 認定更新の手続き

- 1項 認定期間5年目が始める4月に申請期間・申請方法等に関する案内を事務局より送付する。
- 2項 申請には、下記書類提出が必要である。いずれも所定の書式である。なお入手方法は千葉県糖尿病対策推進会議(以下、当会)ホームページからのダウンロードまたは当会事務局へ問い合わせること。
 - (1) 更新申請書
 - (2) 糖尿病療養指導／支援研修30単位以上を取得したことを証明する資料
 - (3) 糖尿病療養指導／支援に従事した実地年数を示す活動報告書
 - (4) 糖尿病療養指導／支援自験例3例の記録※(4)は個人情報または従事する部署等により自験例の作成が困難な場合、論文による代替提出も認める。なお論文書式は文書記録に適さない書式を除き、問わない。
- 3項 更新希望者は、申請期間に申請書類に更新審査料を添えて事務局に提出する。(第4条、第5条参照)
- 4項 更新申請後、認定委員会内の更新小委員会において審査し、申請者本人に審査結果を通知する。更新認定された者には、当会より新しい認定期間を記載した認定証を通知する。
- 5項 原則、提出した申請書類等の返却は行わない。

第4条 更新審査料

- 1項 更新審査料 3,000円
- 2項 所定銀行口座に振り込み、振込金額領収書のコピーを申請書類に添えて提出をすること。
- 3項 更新審査料は、更新の認定可否に関わらずいかなる場合も返却しない。

第5条 更新手続き一部免除について

- 1項 日本糖尿病療養指導士（以下、CDE-J）を有する者が該当。
- 2項 第3条2項に定める(2)～(4)の書類提出を免除する。
- 3項 第4条に定める更新審査料の納入を免除する。
- 4項 一部免除を受ける者は下記申請手続きを行うこと。
 - (1) 第3条2項(1)に定める、所定の更新申請書。
 - (2) CDE-J認定証のコピー
 - (3) 申請期間中に上記(1)、(2)の書類を提出すること。

第6条 認定期間延長

特別な事情があり更新要件を満たせない場合は、認定期間延長の申請ができる。

- 1項 特別な事情とは、海外在留、長期病気療養、育児休業、糖尿病に療養に関わらない部署への人事異動、進学、その他をいう。
- 2項 延長の申請には、所定の申請書および特別な事情を証明する書類を添付し当会事務局へ提出する(別表を参照)。
- 3項 認定期間延長申請は、更新申請を行うのと同時期に、更新申請に代えて認定期間延長申請を行う。認定期間延長申請書は所定書式である。なお入手方法は当会ホームページからのダウンロードまたは当会事務局へ問い合わせること。
- 4項 認定期間延長が認められた場合は、翌年度改めて更新申請もしくは認定期間の再延長の申請を行うこと。
- 5項 認定期間延長申請は1年毎に5回までとする。なお1回の申請で延長は1年とする。
- 6項 認定期間延長申請では、更新審査料の納入は不要。
- 7項 認定期間延長申請後、認定委員会内の更新小委員会において審査し、当会より申請者本人に審査結果を通知する。

第7条 単位取得期間の特例

更新要件の単位数に満たない場合、救済の特例を定める。

- 1項 認定期間内に更新に必要な単位を満たせなかった者は、第6条2項に定める

所定書式を申請すること。

- 2項 認定期間延長申請後、認定委員会内の更新小委員会において審査し、当会より申請者本人に審査結果および更新申請期間を通知する。
- 3項 延長期間内に不足単位を取得し、更新申請期間内に更新申請もしくは認定期間の再延長の申請を行うこと。

第7条 認定資格の失効

- 1項 以下のいずれかの場合、「千葉県糖尿病療養指導士／支援士（以下、CDE-Chiba）」の認定資格は認定期間満了（延長した場合は延長期間満了）をもって失効する。
 - (1) 更新または認定期間延長の申請をしない場合。
 - (2) 更新審査で認定更新の条件を満たしていると認められない場合。
 - (3) 認定期間延長審査で認定期間延長が認められない場合。
- 2項 CDE-Chiba が失効となった場合、同時に千葉県糖尿病対策推進会議会員も失効となる。

第8条 認定資格の再申請

CDE-Chiba の認定資格が失効した場合、翌年度以降、「CDE-Chiba 認定講義・試験」の受講・受験に申請が可能（試験受験のために、認定講義の受講は必須）。ただし、認定期間中の受験はできない。

第8条 補則

- 1項 この規定は2013年4月1日より施行する。
- 2項 この規定の改定は更新小委員会で行い、当会理事会の承認を受ける。
- 3項 特例として2013年1月1日から3月31日に開催された研修会については、別表に定める認定単位の承認を受け

附則

この規定の一部改定は2019年4月9日より施行する。

2012年12月18日制定（千葉県糖尿病対策推進会議理事会承認）

2016年2月2日（一部改定）

2016年8月2日（一部改定）

2017年12月5日（一部改定）

2018年2月13日（一部改定）

2019年4月9日（一部改定）